

令和6年第5回（11月）佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

令和6年11月6日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和6年11月6日（水）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第124号から議案第129号まで
- 第 4 常任委員会付託案件
(総務文教常任委員会分)
議案第124号から議案第129号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	広瀬大海君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	坂下善英君	16番	山本卓君
17番	中川直美君	18番	佐藤孝君
19番	近藤和義君	20番	室岡啓史君
21番	金田淳一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	鬼澤佳弘君
教育長	香遠正浩君	総務部長	中川宏君
企画部長	石田友紀君	財務部長	平山栄祐君
地域振興部長	岩崎洋昭君	農林水産部長	中川克典君

建設部長	佐々木	雅彦	君	教育次長	鈴木	健一郎	君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	谷川	直樹	君				

事務局職員出席者

事務局長	中川	雅史	君	事務局次長	齋藤	壮一	君
議事調査係	池	秀和	君	議事調査係	余湖	巳和	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（金田淳一君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回（11月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日のフォルダーは、佐渡市議会のフォルダーの中にアップしておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金田淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、15番、坂下善英君及び17番、中川直美君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（金田淳一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤孝君。

〔議会運営委員長 佐藤 孝君登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 孝君） おはようございます。去る10月29日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議をいたしましたので、報告いたします。

会期については、本日1日間とします。

会期日程については、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、本会議を休憩した後、常任委員会審査に入ります。当該審査が終了しましたら、常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑、討論を受け付けた後、議会運営委員会を開催し、諸般の確認を行います。その後、所定の準備が整い次第、本会議を再開し、委員長報告、議案の採決等を行います。本会議の再開時刻は、委員会の進捗状況により判断し、後刻お知らせをいたします。

以上であります。

○議長（金田淳一君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 議案第124号から議案第129号まで

○議長（金田淳一君） 日程第3、議案第124号から議案第129号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第124号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ2億5,793万2,000円を追加する補正予算を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。補正内容は、令和6年9月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費及び衆議院議員総選挙の執行に要する経費を計上し、歳入ではその財源として国庫支出金、市債、繰入金などを増額計上するものでございます。

議案第125号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2,500万円を追加するものでございます。補正内容は、地域経済循環創造事業費を計上し、歳入では国庫支出金及び繰入金を増額計上するものでございます。

議案第126号から129号までは一括して御説明いたします。議案第126号、議案第127号、議案第128号、議案第129号 財産の取得について（追認）、以上4議案は、令和元年度、令和3年度及び令和4年度に議会の議決を得ずに取得した電子黒板等一式及びパソコン一式の財産について追認を得たいため、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） これより質疑に入ります。

議案第124号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）の質疑を許します。質疑はありますか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 近年自然災害が増えているので、これは必要なことだと思うのですが、ちょっと気になるのは、それぞれ何件ずつぐらいあったのか、1つ。

もう一つは、字面、文字面を取って言うわけではありませんが、応急復旧工事ということになっています。応急ということ。大体林道なんか、農道なんかもそうなのですが、簡単にやってあることがまた次の災害を起こすというようなことが毎年あるというような場所もあるかというふうに思うのですが、その辺は問題ないですか。件数とその辺の状況。

○議長（金田淳一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

今回の災害で建設部としましては65か所の被災箇所を把握しておりまして、公共災としましては5か所予定しております。

応急復旧につきましては、応急的に通れる状態をつくるということで復旧してございます。その後、対策が必要なものについては復旧費ということで工事のほうを予定しておりますし、そのまま応急復旧だけで復旧が可能というところもございまして、その辺は現場を確認しながら対応している状況でござい

す。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明いたします。

農林水産分野でございますが、今回の豪雨の被害で農地、農業用施設につきましては57件、また林道につきましては公共災合わせまして35件の被害を確認しておりますところでございます。私どもの応急工事につきましては水路の応急工事になっておりまして、来年の作付までにはまた今後本工事を行いますけれども、現在ため池のほうにも水のほうをためておきたいということで集落から上がっておりますので、そのために応急工事を施しておりますところでございます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 分かりました。そうすると、農林水産部のほうについてはまさに応急だ。建設部のほうについては応急で置く場合もあるということになると、工事の関係が全く変わってくるのではないかと思いますのだけれども、その辺はどうなのですか。応急にして、それでいく場合もあるとさっき答弁ありましたね。その場合、工事そのものが変わっていくのではないかという問題が1つ。それどうなるのか。

もう一つ、かなりの大雨でしたから、佐渡の場合河川が多い。川が多い。しゅんせつが必要な場所というようなものはこれ問題ないですか。

○議長（金田淳一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

応急工事につきましては、工事を実施して、安全性を確認して、それで置ける状態であれば置きますし、まだ必要に応じて、復旧工事まで必要であればその対策もしていきたいというふうに考えております。河川のほうにつきましては、今回しゅんせつが必要などころにつきましては確認しておりません。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ちょっと今回の全体の災害像について補足をさせていただきます。

まず、復旧につきましては、やはり基本的に災害は原状まで戻すというのが災害復旧事業の基本でございます。ですから、災害が起きたから、それ以上のものを造るといのは、基本的には災害復旧事業が終わって、その次にまた強化事業等があるということになりますので、今建設部長が申し上げたように、復旧工事でも基本的に災害前の、元に近い形に機能として戻るといことであれば復旧で止まるということもあるということでございますが、原則はやはり災害の場合は元に戻すということが原則で事業が採択され、予算が計上されるものでございます。川につきましては、地域からもいろいろなお声をいただきました。県の管理河川と市の管理河川が当然ございますので、県と手分けをしながら河川パトロール等をして安全を確認しておったという状況でございます。その中で早急なしゅんせつというものが必要かという判断はまだしておりませんが、いずれにしろ地域からはしゅんせつの要望も上がっておりますので、その辺は事業を踏まえながら取り組んでいくということになるというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 数年前から国のほうで緊急しゅんせつ事業ということで毎年出ていて、それが延長、延長になっていると思うのです。つまり国自体もこういう大雨やいろいろなことで、出口が詰まれば氾濫

する。佐渡の場合、島で結構県の管理のほうが多いのだらうとは思いますが、やっぱりこれから冬場になると砂なども打ち上げてくることもある。そういう意味でいうと本当に、この後どのような災害、豪雨が降るのか、その辺分かりませんが、やっぱりしゅんせつというのは意外と国自体もこの間進めてきたこともありますから、佐渡市としてもしっかり確認をして、小さかろうが大きかろうがやっぱり対応する。県にもしっかりやっぱりやってもらわないと、かなり川の底に大きな土手みたいになっているところも見えるようなので、ぜひその辺は進めるべきだというふうに言うておきます。

それと、もう一つは災害復旧だから、元に戻すというのは分かるのです。冒頭言ったように、災害復旧はこれでやってくれと言って、結局林道とか農道とか水路が詰まっっていて、災害復旧に行った業者は上までやらないわけです。出ていないから。だけれども、結局そこをやらなければまたそこが崩れるみたいなのが結構あるように関係者のほうから私聞いているのだが、そういうところは問題ないですか。林道なのか、市道なのか分かりませんが、ないですか。

○議長（金田淳一君） 中川農林水産部長。

○農林水産部長（中川克典君） 御説明申し上げます。

議員おっしゃるような問題につきましては集落等から御相談がありますので、その辺りはまた関係機関と現場を精査しながら対応のほうは検討していきたいと考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第125号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 雇用機会拡充事業の1つグレードアップしたような感じの国の事業を佐渡市がやるのかなというふうに思うのですが、雇用機会拡充事業のことで今年度あったように、国の補助要綱とのは、これまで雇用機会拡充事業のやつでずれているので、修正する云々ということになっています。それはまずできているのか。つまり額そのものが大きな額ですよね。できているのかどうなのかというのをお尋ねしたい。市長そのものも監査の指摘に対しては一段高いレベルを求めているということもおっしゃっていたわけだから、その辺どうなのか。国自体が不適正な支出ではあったが、不正受給ではないという最終的な国の判断だから、そこをどういうふうに乾かしてこういう事業にも生かしているのかちょっとお尋ねをしたいというのが1点です。

2点目は、この間この事業については4件目になりますよね、佐渡市では。4件目になるのだけれども、地方債の負担の部分、平成27年に行ったやつは地方債負担なかったですが、今回の場合は一番大きくて625万円の地方債負担があるかというふうに思うのですが、これは国版とローカル版の違いなのか、その辺をちょっと詳しく教えてください。

○議長（金田淳一君） 石田企画部長。

○企画部長（石田友紀君） 御説明申し上げます。

まず、雇用機会拡充事業とローカル10,000プロジェクトについてですけれども、基本的には全く別の事業というところもございまして、前回の問題になったところが乾いている、乾いていないというところは特段問題ございません。ただ、雇用機会拡充事業におきましても、国との関係におきましては適切に処理が終わっておりますので、その問題があるからといって何か今後引きずっていくかということはないというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

財源のお話あったかと思えます。今回の部分、2,500万円のうちの国庫支出金、これが1,875万円、残りが繰入金ということで625万円です。繰入金ですので、地方債というわけではございません。625万円のうちの2分の1が特別交付税の対象になるという制度になっております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） もちろん事業そのものは雇用機会拡充事業のやつとは違うというのは分かるのです。国のホームページ見ても、他の補助金との違いということで8つの補助金を並べて表示がされています。もう既に国のホームページでは佐渡市のものは採択をされてやっているかのように新潟県の中には入っているわけなのだけれども、そこにも地方債という表記があるものだ。もちろんおっしゃるとおりそれはそうなのだけれども、雇用機会拡充事業は地元で雇用の機会を、事業を増やすということだけれども、今回の場合はどちらかというと金融との連携によって事業を起こすという仕掛けのほうが大きいように私は思うのだけれども、そうするとこの事業そのものは佐渡市が窓口になって、何か問題があれば佐渡市が問題があるというふうに捉えればよろしいですね。結果的に国がぼんと打ち出してはいるのだけれども、佐渡市が責任を持つ事業という理解でよろしいですね。確かに補助金は違うのだけれども、やっぱりそこでそごが出ないかということをチェックする議会側としては気になるので、問題はないのかということを開いているわけです。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今説明がちょっと分かりにくかったと思うのですが、基本的に雇用機会拡充事業は我々が委員会をつくって、事業を見て決定をして、国に申請をしていくという流れでございます。この地域創造型につきましては、国のほうに外部委員会がございまして、その外部のほうでいろいろな審査をして、それで金融機関と相談をして決定して、国が交付決定を行う。ただ責任がないかということ、我々は代理で、代理といいますか、国から事業を委託されて、国から我々が交付決定をしてやるわけですので、当然進捗管理という部分については、我々チェックは必要だというふうに思っておりますが、一番の違いはどこが最終的な決定をするかということでございまして、我々も当然事前にいろいろなお話を聞いておりますが、その事業の成果、方向性、そして事業の効果、こういうものを金融機関含めた中で国の外部委員会が決めておるということでございまして、決めた、決めないということは最終的にはやはり国の考え方によるものというふうに私は考えております。ただ、一方で今後の進捗管理等含めましては、当然国からの補助事業が佐渡市に交付をして、我々が交付決定をして出すということになりますので、我々のほうがチェックをしていくということになるのが通常の事業の考え方でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） この前あった雇用機会拡充事業のやつとは別だと企画部長はおっしゃるのだけれども、募集の窓口は新潟県では佐渡市になっている。ホームページに出っていますが、そういう意味でいうと、やっぱり国とのこの前の雇用機会拡充事業のそごというか、思い違いみたいなのが起きることって私はあまりよくないと思っているのです、補助金の使い方として。そういうことは今回全く起きないという理解でいいですか。国のホームページ等、事業を見ると、どちらかという金融機関とまず連携をして、自己資金があるのかどうなのかも含めてやると、なおかつ窓口の自治体でもしっかりチェックをするというのが国のスキームになっているようなのですが、その辺前の雇用機会拡充事業のようなそごが生まれる可能性は少ないという理解でよろしいですか。

○議長（金田淳一君） 石田企画部長。

○企画部長（石田友紀君） 御説明申し上げます。

雇用機会拡充事業とローカル10,000プロジェクトについてですけれども、雇用機会拡充事業は最初に企業のほうが佐渡市に相談に来るというところで、そういったところでの最初のコミュニケーションがある事業である一方、ローカル10,000プロジェクトにつきましてはまず企業側が国に対して相談を行うという事業になっておりますので、そういったそごが生じるという可能性は低いと考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第126号 財産の取得について（追認）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 私ちょっと気になったのは、9月の頭頃に全国でこのニュースがわあっと出て、佐渡市は先生も少ないからなのだなというふうに使っていたのだけれども、今回出てきた。この前議員全員協議会で受けた説明よりも新潟日報の説明のほうが詳しくて、過去10年間にわたって調べたなんて私全然知らなかったのですが、そういう意味でいうと、これ教師用の教材だというのが全国的な報道の仕方なのですが、うちの場合はパソコンという書き方になっているのだけれども、これは表現の違いなのかどうなのか。過去10年にわたって調べたというのだけれども、沖縄県は過去10年にわたって調べたら損害賠償などのものが建設部のほうで150件余り出たということだと、ここだけではなくてそのほかのものは問題ないのか。今回の案件そのものでいうと、地方自治法を全く踏みにじたもの、議会の議決権を全く踏みにじたもので、分かりやすく、ちょっと乱暴な言い方で言えば当初予算を予算議決ないまま執行したのと同じことですから、極端に言えば、かなり重大問題だと思うのですが、まずその辺どうか。

2点目、何でこれだけ大きな契約金額を議会議決せずにやったのですか。あなた方の説明だと1件当たりという表記があるが、1件当たりになっていないではないですか。建設関係でよくあったのは、1つの工事だと1億円なのだけれども、真ん中でぶった切れれば5,000万円、5,000万円で発注すればいいかというような話ではないわけですから、何でこれが起きたのかよく分からない。ちなみに、最後に聞きますが、これ追認が否決されたらどうなりますか。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

まず、議案第126号でございますけれども、これにつきましては佐渡市では電子黒板の購入というところでございます。ほかの自治体では教科書の購入ですとか、いろいろございますけれども、佐渡市におきましては電子黒板の購入でございます。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

各地でそういった追認の報道がなされた中で、過去10年間に遡りまして物品の2,000万円以上の購入契約について確認をしました。その中でこの4件が出てきたというところでございます。

それから、この追認が否決された場合につきましては、契約が成立していない、今失効しておるという状態というところで、非常に不安定な状況になるというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 例えば今やっている案件でいうと5,200万円ですか。5,200万円とかとんでもない額ではないですか。何でこんなことが起きるのかよく分からない。今総務部長が言った内部統制のこれ一つの問題だと思っただけけれども、契約案件、当初予算が通っても、契約案件で2,000万円を超える物品の、財産の取得等に関しては2,000万円というのを地方自治法上はかなり厳しいルールで定めているのです。何でこれが起きたのかよく出ていない。報道によると、全国的には間違えていた、個別の学校ごとだというのがあるのだけれども、その辺はまだ分からない。

もう一つ聞いたのは、これ追認されなかったらどうなるのですかという、法的に言うと違法性は解消されないというのが裁判の判決のようなのだけれども、これもし追認されなかったらどうなりますか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） これは、契約の考え方において、判例において形が出たものを各自治体が様々誤認をしていたということが判明したということが一番の理由でございます。この理由につきましては、そもそも電子黒板等を含めてパソコン部類も契約については、1件という契約は1台という認識で契約を考えていたというところでございます。このたびの判例でそれは契約全体、例えば100台入れれば1万円掛ける100台が契約の1件であるということが判例で明確になったということでございます。これにつきましては地方自治法をしっかりと判断をしながらその理解を進めていかなければいけないというところは当然あるわけでございますが、現状といたしましては、多くの自治体が1件を物品1つというふうにこの契約案件で判断をしていたということが大きな要因でございます。多くの自治体がそういう判断をしておりましたので、今各自治体で整理をして、調査をして、各議会のほうに追認をお願いしておるわけでございますので、基本的には議会議決が要ることになりますので、追認についてはないということは我々としては非常に厳しいというふうに判断しておりますので、この契約案件、そしてそのものの物品、これ自体は基本的にはしっかりと適正に使っておるわけでございますので、そこについては大変おわびを申し上げながら、追認のほうをお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 令和4年の判決を持ち出していますが、それ以前から、地方自治法ができたときから、財産の1件をどう考えるのかというのは前々から言われていて、いろいろな事例があります。近々で

は令和4年の判決もあるのだけれども、他市はいつもの教科書はこんな2,000万円超えないものだから、一言で言えばうっかりしていましたという報道のほうが多いのです。例えば今回の黒板、取得価格自体が2,597万円でしょう。学校ごとに買ったら500万円、500万円、足したら2,900万円というのではないのです。一括やって2,900万円だとか、3,000万円だとか、2,000万円だとかなっているのです。報道によると、先生方の教科書はこんなに高いものではなかった、今までは。ところが、デジタル用の先生方の指導書になると高かったというのが圧倒的に多いのです。これは、財務部をつくったときに財政規律をしっかりさせるためにも財務部が必要だというふうに言っていたのだけれども、ちょっとひど過ぎやしませんか。追認について言えば、これ私は見て言うのだけれども、法的に議会が追認をしても治癒されない、違法性は治癒されない、違法性は残るといふものなのだけれども、何でこうなったのか。さっき総務部長言ったけれども、教育委員会だけではなく全体で財産の取得の問題で10年間調べたということでもいいのですね。さっき言ったように、1件を間違えるから、分割をすればいいのだという判断が駄目だというのは地方自治法ができたときから問題になってきて、1件をどう解釈するのだというのが地方自治法上の解釈の問題で問題なかったのです。このことを聞いておきます。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

1件の解釈につきましては先ほど市長が説明したとおりでございますし、それについて10年間調べた中で出てきたものがこの4件というところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 掛け算、足し算、引き算の問題は今の御説明で分かりますが、佐賀地方裁判所のほうで出した判決の本旨というのは、契約の仕方に問題はあるという指摘だったと思うのです。それをどう理解していらっしゃるのですか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

佐賀地裁の判決につきましても動産の買入れに当たることは明らかのところの中で、この場合は防災の戸別受信機の例でございましたけれども、単価掛ける台数というところで、1億円を超える契約が議決されていなかったというところで、それにつきましては総額というところの中で議会の未決のままなされた契約というところで判決が出たところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 物が何で、1件幾らのもの掛ける幾らという、そういう問題ではないと思うのです。契約が問題なのではないのですか。契約の在り方に落とし穴があるということが問題なので、この契約、つまり契約だからですよ。同じものを100個、単価幾らと、そういう買い方の問題ではなくて、契約だか

ら、これ問題なのではないのですか。それをどう理解しておられるのかお聞きしたいのです。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） これは物品の契約の中におけるルールの問題だと思っておりますので、物品契約ということでございます。ですから、物品の契約のルールを今改めて再度しっかりと確認をして、我々だけではなく多くの自治体でやっぱりそういう判断をしておったという事実もあるわけでございますので、新潟県の中も今調査をしておるところでございますので、今後法令遵守のほうをしっかりとあれしながら、契約の在り方をまたしっかりと勉強しながら取り組んでいくということになるというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第127号 財産の取得について（追認）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第128号 財産の取得について（追認）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先ほどの答弁がないので、何でこんなことが起きたのかというのは明確な答弁がないのですか。何でこういうことが起きたのですか。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

1件の認識が誤認識をしておりまして、台数が掛けることによって総額の1件という取扱いを、単体のものを購入する場合についてはその単体の価格で認識をしておったところが間違っただけの原因になります。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） ですから、入札は1件ごとでやっていないでしょう。総額でやっているわけでしょう、さっきから言っているのは。そこがおかしいというの。これが500万円、500万円、500万円、500万円です。全部足したら実は2,000万円超えていましたと、ああ、勘違いというなら分かる。これもやっては駄目だと地方自治法と政令でははっきりしているのだけれども、令和4年以前から。何でこんなことが、額が大き過ぎるのです。1台1台だと思っていた。では、1台1台全部やればいいではないですか。でも、それもアウトなのです。1台10万円だけれども、1台ずつ契約したから、問題ないだろうと、これも地方自治法上、政令上アウトなのだけれども、何で起きたのかよく分からない。あなたたち過去10年も遡って調べたというのだけれども、こんなことやっているということになると、教育委員会だけではなくてほかのところもあるだろうと思うのが当たり前です。そこをはっきりしないと。しかも、議会に追認を求めるときには、裁量権の逸脱がなかったかどうかも含めて、それを追認したときに初めて違法性が軽くなるというのが多くの判例だというふうに私は思っているのです。だから、そこをはっきり議会に示さないと、さ

っきの議案のときに言ったように、当初予算議決をせずに予算執行して、後で追認を求めると、乱暴なのだけれども、似ている話なのです。これでは議会の存在意義が全くないということになるので、何で起きたのかというの。総務部長さっき1件、総括でやっているではないですか。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

1件の単価を2,000万円以上という認識でございました。佐賀地裁の判決の中で総額というところで示されたというところで、10年間遡って確認をしたものでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） その認識はまるっきり公務員としておかしいですよ。ということは、ほかにもあるということだね。副市長笑っているけれども、そうになってしまうではないか。そういうふうには1件ごとでいいと思って、足したら、そんな財産の取得の方法はありませんから。だから、私何度も言うように、これは今までの教科書はこんな高いものではなかったもので、うっかりしてしまいましたというのが全国的には多いのだ。副市長笑っているけれども、田舎の議会だから、どうでもいいのか知らないけれども、やっぱりそこを聞きたい。ほかもちゃんと調べたのね。審査でもやるけれども。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

今回の件は、教育委員会だけではなく、全課を10年間調べた中でこの4件が出てきたというところでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 財産の取得について（追認）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第124号から議案第129号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、常任委員会審査のため休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（金田淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 常任委員会付託案件
(総務文教常任委員会分)

議案第124号から議案第129号まで

○議長（金田淳一君） 日程第4、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員長に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

〔総務文教常任委員長 坂下善英君登壇〕

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第124号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）。本案は、令和6年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億5,793万2,000円を追加する補正予算を専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な内容は、令和6年9月発生豪雨による災害復旧事業に要する経費及び衆議院議員総選挙の執行に要する経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第125号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本案は、令和6年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,500万円を追加するものであります。主な内容は、地域経済循環創造事業に要する経費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 財産の取得について（追認）、議案第127号 財産の取得について（追認）、議案第128号 財産の取得について（追認）、議案第129号 財産の取得について（追認）。以上4議案は、令和元年度、令和3年度及び令和4年度に議会の議決を得ずに取得した電子黒板等一式及びパソコン一式の財産について、追認を得るため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、当委員会が付した意見は次のとおりであります。

意見。地方自治法第96条第1項第8号並びに佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産を取得する場合には議会の議決に付さなければならないにもかかわらず、議決されていない動産の取得事案が複数件発生していたことは決裁体制が機能していなかったものと言わざるを得ず、誠に遺憾である。執行部においては猛省を促すとともに、二度とこのような事案が発生しないよう再発防止に努めること。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

議案第126号 財産の取得について（追認）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第126号は原案のとおり可決されました。

議案第127号 財産の取得について（追認）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第127号は原案のとおり可決されました。

議案第128号 財産の取得について（追認）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第128号は原案のとおり可決されました。

議案第129号 財産の取得について（追認）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第129号は原案のとおり可決されました。

これより議案第126号から議案第129号までについてを除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

○議長（金田淳一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

令和6年第5回（11月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 淳 一

署 名 議 員 坂 下 善 英

署 名 議 員 中 川 直 美